

添付法令資料 4 :

契約に従い外国において就業するベトナム人労働者の派遣法を合一する
ベトナム国会事務局の合一文書 (目次)

2019 年 12 月 16 日付第 34/VBHN-VPQH 号合一文書

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 7 条)
- 第 2 章 外国において就業する労働者を派遣する企業及び事業組織
 - 第 1 目 外国において就業する労働者を派遣するサービス活動企業 (第 8 条ないし第 27 条)
 - 第 2 目 外国において就業する労働者を派遣する落札及び請負企業 (第 28 条ないし第 30 条)
 - 第 3 目 外国において就業する労働者を派遣する外国に投資する組織及び個人 (第 31 条ないし第 33 条)
 - 第 4 目 技量向上実習形式に従い外国において就業する労働者を派遣する企業 (第 34 条ないし第 38 条)
 - 第 5 目 外国において就業する労働者を派遣する国の事業組織 (第 39 条ないし第 41 条)
- 第 3 章 外国において就業する労働者
 - 第 1 目 外国に投資する企業、事業組織、組織及び個人との契約に従い外国において就業する労働者 (第 42 条ないし第 49 条)
 - 第 2 目 個人契約に従い外国において就業する労働者 (第 50 条ないし第 53 条)
 - 第 3 目 外国において就業する労働者に対する保証 (第 54 条ないし第 58 条)
 - 第 4 目 帰国後の労働者に対する政策 (第 59 条及び第 60 条)
- 第 4 章 職業及び外国語の教授並びに必要な知識の育成 (第 61 条ないし第 65 条)
- 第 5 章 外国就業支援基金 (第 66 条ないし第 68 条)
- 第 6 章 外国において就業する労働者に関する国家管理 (第 69 条ないし第 72 条)
- 第 7 章 紛争解決及び違反処理 (第 73 条ないし第 76 条)
- 第 8 章 施行条項 (第 77 条ないし第 80 条)